

金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応して金融の機能の安定を確保するための金融機能の強化の  
ための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律案参照条文

目次

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）（抄）	1
金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）（抄）	3
保険業法（平成七年法律第五号）（抄）	3
銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百一十一号）（抄）	5

○ 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（第五項において「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（第五項において「長期信用銀行」という。）

三 信用金庫

四 信用協同組合

五 労働金庫

六 信用金庫連合会

七 中小企業等協同組合（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を行う協同組合連合会（第七項において「信用協同組合」という。）

八 労働金庫連合会

九 農林中央金庫

十 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合連合会（第十八条第二項において「農業協同組合連合会」という。）

十一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合連合会（第十八条第三項において「漁業協同組合連合会」という。）

十二 水産業協同組合法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（第十八条第四項において「水産加工業協同組合連合会」という。）

十三 銀行持株会社等（銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社又は長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）

2 この法律において「株式等」とは、株式、劣後特約付社債（元金の支払について劣後の内容を有する特約が付された社債であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。）又は優先出資（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資をいう。以下同じ。）をいう。

3 この法律において「株式等の引受け等」とは、株式等の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借（元金の支払について劣後の内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、金融機関等の自己資本の充実に資するものとして政令で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。以下同じ。）による貸付けをいう。

4 この法律において「子会社」とは、銀行法第二条第八項に規定する子会社又は長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。

5 この法律において「子会社等」とは、銀行法第五十二条の二十五（長期信用銀行法第十七条において準用する場合を含む。）に規定する子会社等（銀行又は長期信用銀行（以下「銀行等」という。）に限る。）をいう。

6 この法律において「金融組織再編成」とは、次に掲げる行為であつて、その当事者（第二号又は第四号に掲げる行為にあつては、当該行為を共同して行う金融機関等を含む。第三章において同じ。）のいづれかが銀行持株会社等でないものをいう。

一 株式交換（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

二 株式移転（金融機関等が共同して行う株式移転であつて、当該株式移転により新たに設立される株式移転設立完全親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。以下同じ。）が銀行持株会社等である場合に限る。）

三 合併（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

四 当該新設分割により事業の一部を承継させた会社及び当該新設分割により新たに設立された会社が金融機関等である場合に限る。）及び吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

五 会社分割による事業の承継（吸収分割（各当事者が金融機関等である場合に限る。）による事業の承継に限る。）

六 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け（各当事者が金融機関等である場合に限る。）

七 他の金融機関等への株式の交付（当該交付により当該他の金融機関等が金融機関等の経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号、第二号及び第五号に掲げる場合を除く。）

八 合として主務省令で定める場合に限るものとし、第一号及び第四号に掲げる場合を除く。）



三 金融機関等が株式交換を行う場合 当該株式交換により当該金融機関等の株式交換完全親株式会社となる銀行持株会社等

(協同組織中央金融機関の特例等)  
第二十五条 協同組織中央金融機関は、協同組織中央金融機関の会員であるものに限る。以下この章において同じ。)

第二十六条 機構は、協同組織中央金融機関から平成二十九年三月三十一日までに対象協同組織中央金融機関に信託受益権等の買取りを行うかどうかの決定を求めなければならない。

(優先出資の引受け等に係る申込み)  
第三十四条の二 機構は、協同組織中央金融機関及び農林中央金庫をいう。以下同じ。)

第三十三条 金融機関等は、経営基盤強化に関する計画(以下「経営基盤強化計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十九年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 一 協同組織金融機関
- 二 第二条第一項第十号から第十二号までに掲げる者
- 三 農業協同組合法第十号第一項第二号及び第三号の事業を行う農業協同組合
- 四 水産業協同組合法第十一号第一項第三号及び第四号の事業を行う漁業協同組合
- 五 水産業協同組合法第九十三号第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合

○ 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成十四年法律第九十号)(抄)

第三十三条 金融機関等は、経営基盤強化に関する計画(以下「経営基盤強化計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、これを平成二十九年三月三十一日までに主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

○ 保険業法(平成七年法律第五号)(抄)

第二百四十二条(保険管理人の選任等) 前条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分(以下この款及び第二百五十八条第二項において「管理を命ずる処分」という。)があつたときは、当該処分を受けた保険会社等又は外国保険会社等(以下「被管理会社」という。)を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び処

分を行う権利（外国保険会社等を代表する権利にあつては、日本における保険業に係る範囲に限る。）は、保険管理人に専属する。会社法第八百二十八条第一項及び第二項（会社の組織に関する行為の無効の訴え）（第三十条の十五、第五十七條第六項、第六十條の二第二項及び第七十一條において準用する場合を含む。）並びに第八百三十一條第一項（株主総会等の決議の取消しの訴え）（第四十一條第二項及び第四十九條第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに第八十四條の二第二項及び第九十六條の十六第二項の規定による取締役及び執行役の権利についても、同様とする。

2 内閣総理大臣は、管理を命ずる処分と同時に、一人又は数人の保険管理人を選任しなければならない。

3 内閣総理大臣は、必要があるとき、被管理会社の業務及び財産の管理に必要措置を命ずることができ、又は保険管理人が被管理会社の業務及び財産の管理を適切に行つていないと認めるときは、第二項の規定により保険管理人を選任した後に、更に保険管理人を選任し、又は保険管理人が被管理会社の業務及び財産の管理を適切に行つていないと認めるときは、保険管理人を選任したとき又は同項の規定により保険管理人を選任したときは、被管理会社にその旨を通知する。この場合において、会社更生法第六十九條第一項及び第五項（数人の管財人の職務執行、管財人代理の選任、注意義務並びに費用の前払及び報酬）の規定は、保険管理人について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八條（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、被管理会社に適用され、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九條第一項中「裁判所の許可」とあるのは、「内閣総理大臣の承認」と、同法第七十條中「管財人代理」とあるのは、「保険管理人代理」と、同法第二項中「裁判所の許可」とあるのは、「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一條第一項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と、同法第五項中「管財人代理」とあるのは、「保険管理人代理」と、同法第二項中「裁判所の許可」とあるのは、「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一條第一項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と、同法第五項中「管財人代理」とあるのは、「保険管理人代理」と読み替へるものとする。

（負担金の納付）

第二百六十五條の三十三 会員は、機構の事業年度ごとに、保険契約者保護資金に充てるため、定款で定めるところにより、機構に対し、負担金を納付しなければならない。ただし、機構の当該事業年度末における保険契約者保護資金の残高が、機構の資金援助等業務に要する費用の予想額に照らし十分な額として定款で定めるところにより算定した額に達している事業年度の翌事業年度については、この限りでない。

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、前項本文の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、当該各号に定める保険会社に該当する会員の負担金を免除することができる。

- 一 第二百六十八條第一項の内閣総理大臣による認定が行われたとき。 当該認定に係る破綻保険会社
- 二 第二百六十九條第一項の内閣総理大臣による付記が行われたとき。 当該付記に係る破綻保険会社
- 三 第二百七十條第一項の内閣総理大臣による認定が行われたとき。 当該認定に係る破綻保険会社
- 四 承継保険会社が設立されたとき。 当該承継保険会社

（予算等）

第二百六十五條の三十七 第二百六十二條第二項第一号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社をその会員とする機構（以下この項及び第二百六十五條の四十二の二において「生命保険契約者保護機構」という。）は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に（生命保険契約者保護機構の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 第二百六十二條第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社をその会員とする機構（以下この項において「損害保険契約者保護機構」という。）は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に（損害保険契約者保護機構の成立の日を含む事業年度にあつては、成立後遅滞なく）、内閣総理大臣及び財務大臣に提出しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

附 則

（特例会員に係る資金援助等に係る政府の補助）

第一條の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員（平成十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に第二百四十二條第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。）に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百四十五條の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務的状况を著しく悪化させることにより当該生命保険契約者保護機構の維持が困難となり、当該生命保険契約者保護機構が生じるおそれがあるものと認められる場合（政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入れの額として政令で定める額を加えた額が当該生命保険契約者保護機構の長期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。）には、予算で定める

金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用（特定業務に要したものに限り。）の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。前項の規定の実施に關し必要な手続は、政令で定める。

○ 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百三十一号）（抄）

第十九条（定款） 機構の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 事務所の所在地
- 三 名目
- 四 役員に関する事項
- 五 役員に關する事項
- 六 運営委員会に關する事項
- 七 總會に關する事項
- 八 業務及びその執行に關する事項
- 九 抛し金に關する事項
- 十 財務及び會計に關する事項
- 十一 解散に關する事項
- 十二 定款の変更に関する事項
- 十三 公告の方法
- 二 前項第十一号に掲げる事項については、次に掲げる事由を解散事由として定めなければならない。
  - 一 平成二十九年三月三十一日の経過
  - 二 平成二十九年十月一日以後において、買取った株式（これに準ずるものとして内閣府令・財務省令で定めるものを含む。第四十条を除き、以下この章において「受益権」という。）及び同条第十四項に規定する投資口（以下この章において単に「投資口」という。）をすべて処分したこと。
- 三 機構の定款の変更は、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第三十四条（業務） 機構は、第五条に規定する目的を達成するため、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十九条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行う。

- 一 会員の保有する株式の買取り並びに当該買取った株式の管理及び処分
- 二 銀行等以外の会社であつて会員と相互に株式を保有する関係にあるものとして内閣府令・財務省令で定める関係にあるもの（以下「発行会社」という。）の保有する当該会社が發行する株式（当該会員の議決権の過半数を一の株式会社が保有している場合には、当該一の株式会社が發行する株式を含む。）の買取り並びに当該買取った株式の管理及び処分
- 三 会員の保有する受益権の買取り並びに当該買取った受益権の管理及び処分
- 四 会員の保有する投資口の買取り並びに当該買取った投資口の管理及び処分
- 五 第四十一条第一項及び第三項に規定する抛し金並びに第四十二条に規定する手数料の収納及び管理
- 六 前項第一号及び第二号に規定する会員の保有する株式、同項第四号に規定する会員の保有する受益権又は同項第五号に規定する会員の保有する投資口には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として保有する対象株式等（株式、受益権又は投資口をいう。以下同じ。）を含まないものとする。
- 七 第三号に規定する会員の発行する株式（当該会員の自己資本の充実に目的として当該会員の発行する株式（当該会員の議決権の過半数を一の株式会社が保有している場合において、当該一の株式会社が發行する株式（当該会員の議決権の過半数を一の株式会社が發行する他の会社をいう。））として内閣府令・財務省令で定めるものが發行する株式（当該会員の議決権の過半数を他の会社をいう。））その他これに類するが保有している場合においては、当該一の株式会社の子会社（当該一の株式会社がその議決権の過半数を保有する他の会社をいう。）その他これに類する

る者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。)を含むものとする。

(会員からの株式の買取り等)

第三十八条 第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取り(第三十八条の四第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項において同じ。)及び第三十四条第一項第二号に規定する株式の売付けの媒介は、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取り(機構が買い取った株式を直ちに処分することが予定されているものとして政令で定める株式の買取りを除く。以下「特別株式買取り」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 特別株式買取りは、当該特別株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式

二 優先株式(剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有する株式をいう。以下同じ。)であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、平成二十九年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除く。)

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社(第一号に掲げる株式を発行している会社に限る。)が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成二十九年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの(当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるもの)に限り、第一号に掲げるものを除く。)

四 前二号に掲げる株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式

4 機構は、第三十四条第一項第一号に規定する株式の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。会員の保有する株式の売付けの媒介をしたときも、同様とする。

(発行会社からの株式の買取り)

第三十八条の二 第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取り(次条第一項の規定による買取りを除く。次項及び第四項において同じ。)は、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取り(機構が買い取った株式を直ちに処分することが予定されているものとして政令で定める株式の買取りを除く。以下「発行会社株式買取り」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならない。

3 発行会社株式買取りは、当該発行会社株式買取りの申込みに係る株式が次の各号のいずれかに掲げる株式であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

一 金融商品取引法第二十六条に規定する金融商品取引所に上場されている株式又はこれに準ずるものとして政令で定める株式

二 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社に対し、平成二十九年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに当該優先株式と引換えに当該会社が発行する前号に掲げる株式の交付を請求することができるもの(同号に掲げるものを除く。)

三 優先株式であつて、当該優先株式を発行した会社(第一号に掲げる株式を発行している会社に限る。)が、一定の事由が生じたことを条件として当該優先株式を平成二十九年三月三十一日までの間で内閣府令・財務省令で定める日までに取得することができるもの(当該優先株式と引換えに当該優先株式の発行価格以上の金銭が交付されるもの)に限り、第一号に掲げるものを除く。)

4 前号に掲げる株式に準ずるものとして内閣府令・財務省令で定める株式

四 機構は、第三十四条第一項第三号に規定する株式の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

(特別株式買取りを行った場合における特定発行会社からの株式の買取り)

第三十八条の三 機構は、特別株式買取りを行った場合において、当該特別株式買取りの申込みをした会員からその申込みと同時に当該会員が発行する株式(当該会員の総株主の議決権の過半数を有する株式を保有している場合においては、当該一の株式会社が発行する株式を含む。以下この項において同じ。)の購入の請求があつたときは、当該会員が発行する株式を、当該特別株式買取りに係る株式を発行する一の前項の規定による株式の買取りは、同項の特別株式買取りを行った日から六月以内において、特定発行会社から買い取ることができ、特定発行会社から機構に対して買取りの申込みがあつた場合に行うことができるものとする。

3 第一項の規定による株式の買取りの価額は、同項の規定による購入の請求をした会員が当該請求と同時に買った特別株式買取りの申込みに係る株式の買取価額の範囲内でなければならぬ。

4 前条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による株式の買取りについて準用する。

5 第一項に規定する会員が発行する株式には、専ら当該会員の自己資本の充実を目的として当該会員の子会社（当該会員がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。）その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式（当該会員の総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。）その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。）を含むものとする。

（発行会社株式買取りを行った場合における特定会員からの株式の買取り）

第三十八條の四 機構は、発行会社株式買取りを行った場合において、当該発行会社株式買取りの申込みをした発行会社からその申込みと同時に当該発行会社が発行する株式（当該発行会社の議決権の過半数を保有している場合においては、当該発行会社が発行する株式を含む。）以下この項において同じ。）の購入の請求があつたときは、当該発行会社が発行する株式を、当該発行会社株式買取りに係る株式を発行する会員又は当該発行会社株式買取りに係る株式を発行する一の株式会社が総株主の議決権の過半数を保有している会員（次項において「特定会員」と総称する。）から買い取ることができる。

2 前項の規定による株式の買取りは、同項の発行会社株式買取りを行った日から六月以内において、特定会員から機構に対して買取りの申込みがあつた場合に行うことができるものとする。

3 第一項の規定による株式の買取りの価額は、同項の規定による購入の請求をした発行会社が当該請求と同時に買った発行会社株式買取りの申込みに係る株式の買取価額の範囲内でなければならぬ。

4 第一項に規定する発行会社株式買取りの株式には、第一項の規定による株式の買取りについて準用する。

5 第一項に規定する発行会社が発行する株式（当該発行会社の子会社（当該発行会社からその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。）その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式（当該発行会社の総株主の議決権の過半数を保有する他の株式会社が保有している場合において、当該一の株式会社がその総株主の議決権の過半数を保有する他の会社をいう。）その他これに類する者として内閣府令・財務省令で定めるものが発行する株式を含む。）を含むものとする。

（会員からの受益権の買取り）

第三十八條の五 第三十四條第一項第四号に規定する受益権の買取りは、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四條第一項第四号に規定する受益権の買取りを行うときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならぬ。

3 第三十四條第一項第四号に規定する受益権の買取りは、当該受益権の申込みに係る受益権が金融商品取引法第二十六項に規定する金融商品取引所に上場されている受益権であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

4 機構は、第三十四條第一項第四号に規定する受益権の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（会員からの投資口の買取り）

第三十八條の六 第二十四條第一項第五号に規定する投資口の買取りは、平成二十九年三月三十一日までに限り行うことができるものとする。

2 機構は、第三十四條第一項第五号に規定する投資口の買取りを行うときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、買取期間を定め、内閣総理大臣及び財務大臣に届け出なければならぬ。

3 第三十四條第一項第五号に規定する投資口の買取りは、当該投資口の申込みに係る投資口が金融商品取引法第二十六項に規定する金融商品取引所に上場されている投資口であることその他内閣府令・財務省令で定める要件を満たしている場合でなければ、行つてはならない。

4 機構は、第三十四條第一項第五号に規定する投資口の買取りをしたときは、速やかに、内閣府令・財務省令で定めるところにより、その買取りに係る事項を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

（特別勘定の廃止）

第四十九條 機構は、平成二十九年十月一日以後において、特別株式買取り、受益権の買取り及び投資口の買取りとして買い取った対象株式等をすべて処分したときは、前条第一項第二号に掲げる業務に係る勘定（次項において「特別勘定」という。）を廃止するものとする。

2 機構は、前項の規定により特別勘定を廃止したときは、当該特別勘定に属する資産及び負債を一般勘定に帰属させるものとする。